

加茂コミュニティセンター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加茂コミュニティセンター（以下、「センター」という。）の利用に係る基本事項について定め、コミュニティ活動を通じたまちづくりとセンターの適正な運営を目的とする。

(休館日)

第2条 センターの休館日は以下のとおりとする。

- (1) お盆（8月12日～15日）・年末年始（12月29日～1月3日）
- (2) その他館長が必要と認めたとき

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は9時～21時30分までとする。

(利用料金)

第4条 センターの利用料金は別表1のとおりとする。

(利用申込)

第5条 センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用したい日の前日までに別紙の利用申込書に必要事項を記載のうえ事務局へ提出し、事務局の承諾を受けた時点で申込の完了となる。

(利用料金の支払)

第6条 利用料金は使用時まで事務局に支払うこととする。

- 2 定期利用者については、事務局が支払期限を定めたいうで後納とすることができる。

(利用の取り消し)

第7条 以下の場合において、センターは利用者の利用の申込を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 天災、不可抗力等の利用者の責めに帰せられない事由により、センターを利用できないとき。
- (2) センターの利用によって、利用者の安全や施設及び備品等の保全が十分に確保できないと考えられるとき。
- (3) 利用目的や内容が公序良俗に反すると考えられるとき。
- (4) 行政機関がセンターを使用する場合。
- (5) その他、特別の事由があると館長が判断したとき。

(利用のキャンセル)

第8条 利用の申込を取り消す場合は、3日前までとし、それ以降は、50%のキャンセル料を徴収する、

- 2 前条第1号、第4号及び第5号による利用取り消しの場合は、前項の規定に関わらず、利用料金は徴収しない。

(利用上の注意)

第9条 すべての利用者が安全快適にセンターを利用できるよう、利用者はずぎの点に注意すること。

- (1) 机や椅子、備品等を使ったあとは、元の場所に戻すこと。
- (2) 大きな音を出すときは窓を閉め切るなど、周辺住民の迷惑にならないよう注意すること。
- (3) 最後に部屋を出る人は、電気の消灯、ガスの元栓閉め、戸締りを確認すること。
- (4) 敷地内は全面禁煙。
- (5) ゴミはすべて持ち帰ること。

附 則 この規程は、平成29年4月3日から施行する。

令和元年7月1日一部改正